

改正地球温暖化対策推進法について

令和3年6月
環境省地球環境局

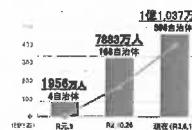


今回の改正の背景と全体像

背景

- 我が国は、パリ協定に定める目標（世界全体の気温上昇を2℃より十分下回るよう、更に1.5℃までに制限する努力を継続）等を踏まえ、2020年10月に「2050年カーボンニュートラル」を宣言。
- 地域では、国の宣言に先立ち、2050年カーボンニュートラルを目指す「ゼロカーボンシティ」を表明する自治体が増加。
- 企業では、ESG金融の進展に伴い、気候変動に関する情報開示や目標設定など「脱炭素経営」に取り組む企業が増加。サプライチェーンを通じて、地域の企業にも波及。

<ゼロカーボンシティ表明自治体>



TCFD

気候露述情報開示

- 記載機関数：世界2,156（うち日本401機関）
→世界第1位（アジア第1位）

SBT

科学的中長期目標

- 認定企業数：世界729社（うち日本102社）
→世界第2位（アジア第1位）

RE100

再生可能エネルギー100%

- 参加企業数：世界311社（うち日本54社）
→世界第2位（アジア第1位）

*2021年5月31日時点

改正の全体像

- ① パリ協定・2050年カーボンニュートラル宣言等を踏まえた基本理念の新設
- ② 地域の脱炭素化に貢献する事業を促進するための計画・認定制度の創設
- ③ 脱炭素経営の促進に向けた企業の排出量情報のデジタル化・オープンデータ化の推進等

※施行日：
令和3年6月2日（令和3年6月2日）
- 令和3年6月2日から1年以内に法令で定め日

1

改正の内容① 地球温暖化対策の基本理念

背景及び方向性

- 前回の法改正（2016年5月公布）の後、パリ協定の締結、IPCC1.5度特別報告書の公表、そして2050年カーボンニュートラル宣言等、地球温暖化対策を取り巻く状況が大きく変化。また、SDGsも踏まえ、環境・経済・社会の統合的向上が地球温暖化対策を推進する上でも重要。
- こうした観点を法に位置づけることで、法が2050年までの脱炭素社会の実現を牽引することを明確にし、事業者・地方公共団体・国民等のあらゆる主体の取組に予見可能性を与え、その取組とイノベーションを促進。

改正内容

- 基本理念を追加し、地球温暖化対策の推進は、パリ協定の2℃・1.5℃目標（※1）を踏まえ、環境の保全と経済及び社会の発展を統合的に推進しつつ、我が国における2050年までの脱炭素社会（※2）の実現を旨として、国民、地方公共団体、事業者、民間の団体等の密接な連携の下に行われなければならないものとする。（第2条の2）

*1 パリ協定第2条1(a)の規定において世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも2℃高い水準を十分に下回ること及び1.5℃高い水準までのものに制限するための努力を継続するという目標。

*2 人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれた社会をいう。

改正の内容② 地域の脱炭素化の促進（1）

背景及び方向性

- 地方公共団体の実行計画で定める再エネの利用促進等の施策について、その実施目標の設定までは法律上求めていなかった。
- また、ゼロカーボンシティを含めた地域の脱炭素化のためには、地域資源である再エネの活用が重要であるが、再エネ事業に対する地域のラブも見られるなど、地域における合意形成が課題。
- これを踏まえ、実行計画制度を拡充し、地域の環境保全や地域の課題解決に貢献する再エネを活用した地域脱炭素化促進事業（※3）を推進する仕組みを創設し、地域の合意形成を円滑化しつつ、地域の脱炭素化を促進。

（2025年度までに都道府県の実行計画における再エネ目標策定期を、約30%（2019年度から100%になるようを目指す。）

*3 再エネを利用した地域の脱炭素化のための施策（以下「地域脱炭素化促進事業」とい）として省令で定めるものの範囲及びその他の地元の脱炭素化のための取組を併せて行るもの（第2条第6項）。

改正内容

1. 都道府県の実行計画制度の拡充

- (1) 実行計画の実効性を高めるため、都道府県・政令市・中核市の実行計画において、再エネ利用促進等の施策（※1）に関する事項に加え、施策の実施に関する目標を追加する（※2）（第21条第3項）。
※1 施策のカタログ：①再エネの利用促進、②事業者・住民の削減活動促進、③地域環境の整備、④循環型社会の形成
- (2) 都道府県の実行計画において、地域の自然的・社会的条件に応じた環境の保全に配慮し、省令で定めるとこにより、（地域脱炭素化促進事業について市町村が定める）促進区域の設定に関する基準を定めることができる（※2）（第21条第6項及び第7項）。

*2 (1)・(2)を定める場合は、地域の合意形成のプロセスとして、直轄又は他の脱炭素化促進事業を行おうとする都道府県、市町村により構成。

（協議会が組織されていないときは当該協議会が合意形成のプロセスとして、直轄又は他の脱炭素化促進事業を行おうとする都道府県、市町村により構成。）

（協議会は、関係する行政機関、地方公共団体、地域脱炭素化促進事業を行おうとする都道府県、市町村により構成。）

（協議会は、関係する行政機関、地方公共団体、地域脱炭素化促進事業を行おうとする都道府県、市町村により構成

改正の内容② 地域の脱炭素化の促進（2）

2. 市町村による実行計画の策定

- (1) 市町村〔指定都市等を除く。〕は、実行計画において、その区域の自然的・社会的条件に応じて再生エネルギー促進等の施策〔※〕と、施設の整備目標を定めるよう努めることとする。(第21条第4項)
※ 施設の整備目標：①工場の新規建設、②既存工場の新規改築、③地域の環境保全活動、④地域の環境社会の形成

(2) 市町村は、(1)の場合において、協議会も活用しつつ、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項として、促進区域〔※1〕、地域の環境の保全のための取組、地域の経済及び社会の持続的発展に貢献する取組等を定めるよう努めることとする(※2)。(第21条第5項)。

※ 1 地域脱炭素化促進区域は、市町村が「環境保全等に重点を置いて、環境政策等で必要な取組」を基準に定め、(都道府県が定めた場合を除いて) 地域脱炭素化促進事業の実施に重点を置くこととする。(第21条第5項及び第7項)

※ 2 (1)の取組等は、地域の公共団体が実施するものとし、(2)の取組等は、市町村が実施するものとし、(3)の取組等は、市町村が実施するものとする(第21条第12項)。
※ 3 (協議会は、同様に市長が代表者、地方公共交通機関、地域脱炭素化促進事業を行おうとする各委員会の議長及び、住民等により構成。)

※2、及び3. の適用を免正かつ円満に進める仕組みとして、国の支援や協同に関する以下の規定を設ける。
■ 国体連携実行規程は、市町村に対し、地方公共交通実行計画の実施及びその円滑化に向けた必要な情報提供、監査その他の援助を行うよう認める（第22条の12）。
■ 県域大都市は、この法律の目的を達成するためがあると認められるとき、県域内公共交通の運営にかかる、必要な四科の提出又は説明を求めることができる（第61条第2項）。

改正の内容③ 企業の脱炭素経営の促進

背景及び方向性

- 企業の温室効果ガス排出量の算定報告公表制度は、現状、紙媒体中心の報告であり、報告から公表まで約2年を要し、また、企業単位の情報は公表されるが、事業所単位の情報は、開示請求の手続を経なければ開示されない仕組みとなっていることも踏まえ、制度における情報活用を一層促進する措置が必要。
 - また、地域地球温暖化防止活動推進センターと地方環境事務所が連携しつゝ、地域企業の脱炭素経営の支援を推進していくことも重要。
 - これを踏まえ、企業の脱炭素化に向けた取組状況の見える化や、地域企業の支援のための措置を講じ、企業の脱炭素経営を促進。

(2022年度の報告分より、排出量の電子報告率を100%に、報告から公表までの期間を2年から1年末満に半減することを目指す。)

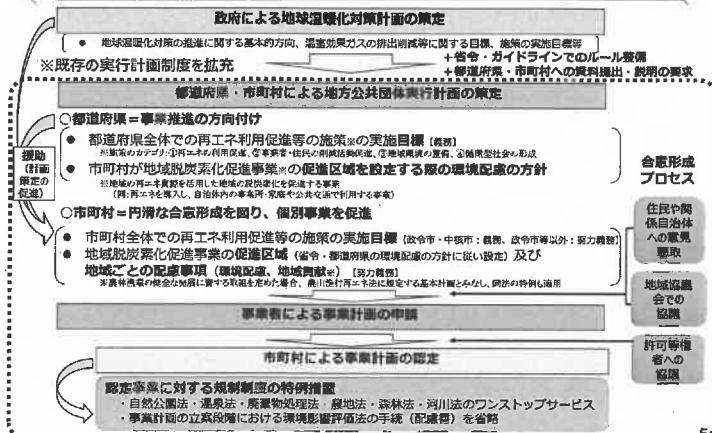
改訂本

- 企業の排出量等の情報のより迅速かつ透明性の高い形での見える化を促進するべく、企業の温室効果ガス排出量に係る算定報告書制度について、電子システムによる事業所管大臣への報告を要則（第29条）とするとともに、環境大臣及び経済産業大臣は、事業所管大臣から通知された各企業の温室効果ガス算定排出量の情報について、事業所ごとの排出量情報を直ちに、遅滞なく公表するものとする。これに伴い、事業所ごとの排出量情報等に係る開示請求制度を廃止する（第29条、第30条、第31条及び第32条）。

また、地域地球温暖化防止活動推進センターの事務として、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に係る事業者向けの啓発・広報活動を明記（第38条第2項第1号）。

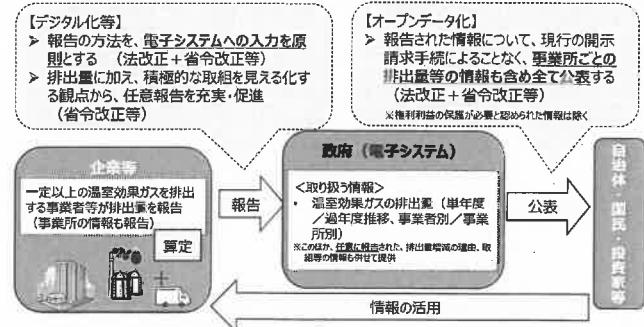
■また、地域地球温暖化防止活動推進センターの事務として、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に係る事業者向けの啓発・広報活動を明記（第38条第2項第1号）。

(参考) 地域の脱炭素化の促進制度のフロー図



(参考) 算定報告公表制度の見直しのイメージ

- 法令改正及び電子システム整備により、報告から公表までの期間を短縮（約2年→1年末）し、報告された排出量等情報を電子システムで閲覧できること等により、投資家・自治体・国民等の関係者による情報の活用可能性を向上。あわせて、報告する企業にとっても利便性の高い電子システムを構築。



国の補助事業等について

令和3年7月
岐阜県環境生活部
環境管理課

計画策定や再エネ設備等の導入の支援（環境省）

■脱炭素化事業支援情報サイト（エネ特ポータル：環境省）

<https://www.env.go.jp/earth/earth/ondanka/enetoku/>

- 2021年度エネルギー対策特別会計における補助・委託等事業（パンフレット）
- 補助対象・支援対象・事業形態別に事業概要が掲載

■地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト（環境省）

https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/index.html

- 各都道府県、市町村の計画策定状況
- 策定・実施マニュアル・ツール類
- 市町村別部門別CO₂排出量の現況推計（マニュアル（算定手法編）で示す「標準的手法」）

再エネの最大限の導入の計画づくり及び地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域社会実現支援事業

【令和3年度予算（案）1,200百万円（新規）】

【令和2年度3次補正予算（案）2,500百万円】



再エネの最大限の導入と地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域づくりを支援します

1. 事業目的

新型コロナウイルス感染症による地域経済のダメージや気候変動に伴う災害の激甚化を踏まえ、地域経済の活性化・新しい再エネビジネス等の創出・分散型社会の構築・災害時のエネルギー供給の確保につながる地域再エネの最大限の導入を促進するため、地方公共団体による地域再エネ導入の目標設定や合意形成に関する戦略策定の支援を行うとともに、官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築支援や持続性向上のための地域人材育成の支援を行う。

2. 事業内容

地域に根ざした地域再エネ事業を推進するには、地方公共団体が地域関係者と連携して、地域に合った再エネ設備の導入計画、地域住民との合意形成、生産した再エネ消費先確保・再投資、持続的な地域再エネ事業の経営に関する課題を解決する必要があるため以下の事業を実施する。

(1) 地域再エネ導入を計画的・段階的に進める戦略策定支援

- ①2050年を見据えた地域再エネ導入目標設定支援
- ②円滑な再エネ導入のための促進エリア設定等に向けたゾーニング等の合意形成支援

(2) 官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築支援

地域再エネ導入目標に基づき再エネ導入促進エリア等において地域再エネ事業を実施・運営するための官民連携で行う事業スキーム（電源調達～送配電～売電、需給バランス調整等）の検討から体制構築（地域新電力等の設立、自治体関与）までを支援

(3) 地域再エネ事業の持続性向上のための地域人材育成（ネットワーク構築、相互学習等）

地域再エネ事業の実施に必要な専門人材を育成し、官民でノウハウを蓄積するための地域人材のネットワーク構築や相互学習等を行う

3. 事業スキーム

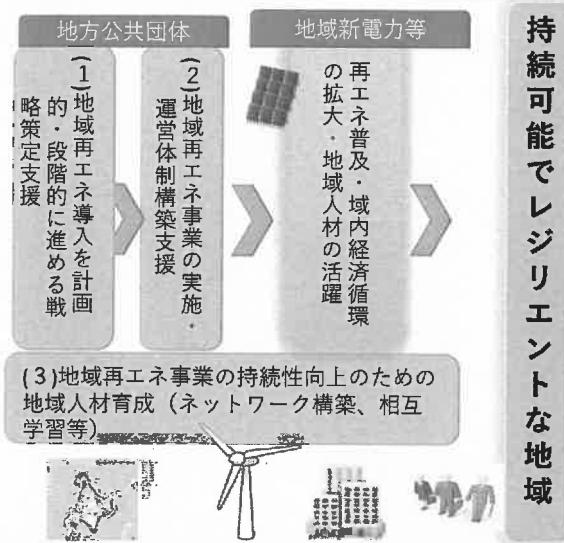
■事業形態 (1)間接補助(定率、定額), (2)間接補助(定率), (3)委託事業

■補助対象 (1), (2)地方公共団体, (3)民間事業者・民間団体等

■実施期間 令和3年度～令和5年度

お問合せ先： 環境省大臣官房 環境計画課 電話：03-5521-8234、環境影響評価課 電話：03-5521-8235

4. 事業イメージ



持続可能でレジリエントな地域

再エネの最大限の導入の計画づくり及び地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域社会実現支援事業のうち、



1) 地域再エネ導入を計画的・段階的に進める戦略策定支援

地域への再エネ導入目標の策定や再エネ導入促進エリアの設定における合意形成等を支援します。

1. 事業目的

地方公共団体における2050年までの二酸化炭素削減目標を見据えて地域への再エネ導入のプランを明確にすることに加えて、再エネ導入を促すエリアの設定に係る合意形成等を支援することで、地域再エネの最大限の導入を図る。

2. 事業内容

4. 事業イメージ

① 2050年を見据えた地域再エネ導入目標の策定支援

中長期的に脱炭素化を図り持続可能でレジリエントな地域を実現し、地域循環共生圏を構築するため、長期目標として2050年を見据えて、どの再エネを、どれくらい、どのように導入し、有効活用するかについて、地域全体で合意された目標を定めるための調査検討や合意形成を支援する

② 円滑な再エネ導入のための促進エリア設定等に向けたゾーニング等の合意形成支援

地域が主導し、地域が得益する円滑な再エネ導入が期待できるエリアである促進エリア設定等に向けたゾーニング等の取組と、それに向けた調査検討や、地域住民等による合意形成等を支援する。

<補助率について>

◆小規模自治体：定額（①上限1,000万円、②上限3,500万円）

◆都道府県・指定都市・中核市・特例市：定率3/4

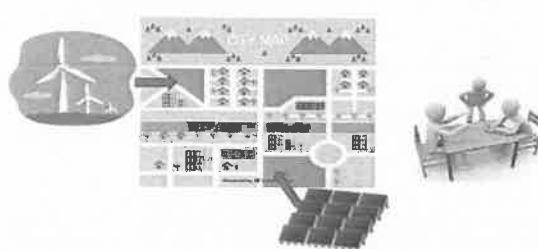
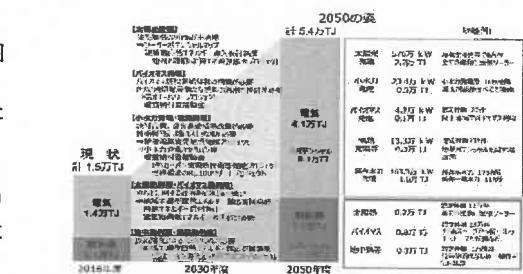
3. 事業スキーム

■事業形態 間接補助（定率3/4、定額）

■補助対象 地方公共団体

■実施期間 令和3年度～令和5年度

お問合せ先： 環境省 大臣官房環境計画課 電話：03-5521-8234、大臣官房環境影響評価課 電話：03-5521-8235



2) 官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築支援

地域の内発的な再エネ導入事業を持续的に実施・運営体制の構築を支援します。

- 1. 事業目的**
- 地方公共団体、地域金融機関、地元企業、市民等の地域のステークホルダーが参画・関与して、地域雇用による内発的な再エネ開発により、「地域の稼ぎ」を生み出し、さらにその稼ぎを再エネに再投資する持続的な事業実施・運営するための体制構築（事業スキーム、事業性等に係る検討、事業体（地域新電力等）の設立及び専門人材確保を含む。）を支援する。

2. 事業内容

地域再エネの地産地消とそこで得られた収益を地域再エネ電源の開発等に還元することによって、地域の脱炭素化と地域活性化に貢献し、地域エネルギー収支の改善に資する事業実施・運営体制を構築するため、以下の業務について支援を行う。

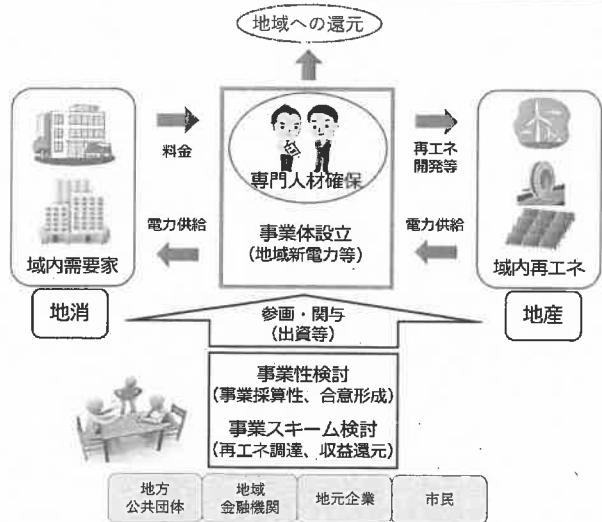
- ・事業スキーム検討（例：再エネ調達方法（自社開発、地域内企業との協定締結による調達など）、地域内の需要確保、収益の地域還元方法）
 - ・事業性検討（例：事業の採算性評価、出資主体間の合意）
 - ・事業体（地域新電力等）設立（例：需給管理、顧客管理体制の構築）
 - ・専門人材確保（例：事業運営に必要な人材の専門分野の特定、雇用確保）
- ◆補助率について> 事業の実施の結果として構築される実施・運営体制に対して以下の出資比率により算出
- ◆地方公共団体若しくは地域金融機関又はこれらの両方が出資し、かつ、当該地方公共団体、地元企業（地域金融機関を含む。）・団体及び一般市民の出資額が資本金額の50%を上回る場合は2／3
- ◆地元企業・団体及び一般市民の出資額が資本金額の50%を上回る場合並びに地方公共団体が出資する場合1／2
- ◆上記以外の場合1／3

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助（定率2／3、1／2、1／3）
- 補助対象 地方公共団体
- 実施期間 令和3年度～令和5年度

お問合せ先：環境省 大臣官房環境計画課 電話：03-5521-8234、大臣官房環境影響評価課 電話：03-5521-8235

4. 事業イメージ



3) 地域再エネ事業の持続性向上のための地域人材育成（ネットワーク構築、相互学習等）

地域再エネ事業の実施に必要な専門人材を育成し、官民でノウハウを蓄積するための地域人材のネットワーク構築や相互学習等を行います。

1. 事業目的

- ・地域への再エネ導入の主体となる地域新電力等が事業の実施に必要とする地域中核人材等に対し、他地域の中核人材とのネットワーク構築や相互学習をサポートすることで、効果的な人材育成の広域的展開を図る
- ・地域再エネ導入目標、ゾーニング等の合意形成、地域再エネ事業の実施・運営体制構築に係る事例をガイド等として取りまとめ、他地域での展開を図る。

2. 事業内容

- ・地域再エネ事業の持続的な実施に必要な地域中核人材等に対し、他地域の中核人材とのネットワーク構築や相互学習をサポートする。
- （例：実際の再エネ電源開発の合意形成等に係るノウハウの継承・蓄積、需給予測、VPPなどAI・IT技術を応用した事業性強化のための研修の実施、同じ地域課題を抱える地域人材のネットワーク構築・相互学習）
- ・地域再エネ導入目標、ゾーニング等の合意形成、地域再エネ事業の実施・運営体制構築に係る事例をガイド等として取りまとめ、他地域での展開を図る。

4. 事業イメージ



目指す人材像＝ 地域に根ざした再生可能エネルギー事業の組成・運用支援

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託
- 補助対象 民間事業者、団体等
- 実施期間 令和3年度～令和5年度

お問合せ先：環境省 大臣官房環境計画課 電話：03-5521-8234、大臣官房環境影響評価課 電話：03-5521-8235

地域脱炭素ロードマップ 【概要】

～地方からはじまる、次の時代への移行戦略～

国・地方脱炭素実現会議
令和3年6月9日

＜目次＞

1. 地域脱炭素ロードマップのキーメッセージ
～地方からはじまる、次の時代への移行戦略～
2. 脱炭素ロードマップ 対策・施策の全体像
- 3-1. 脱炭素先行地域づくり
- 3-2. 脱炭素の基盤となる重点対策の全国実施
- 4-1. 基盤的政策①地域の実施体制構築と国の積極支援のメカニズム構築
- 4-2. 基盤的政策②グリーン×デジタルによるライフスタイルノベーション
- 4-3. 基盤的政策③社会全体を脱炭素に向けるルールのイノベーション
5. 地域と暮らしの脱炭素に関わる個別分野別の対策・促進施策
6. ロードマップの実践のための今後の取組

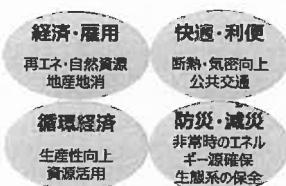
※参考

- ・脱炭素先行地域のイメージ
- ・脱炭素先行地域を想定した経済規模について（環境省試算）
- ・国・地方脱炭素実現会議（概要）

1. 地域脱炭素ロードマップのキーメッセージ ～地方からはじまる、次の時代への移行戦略～

地域脱炭素は、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に貢献

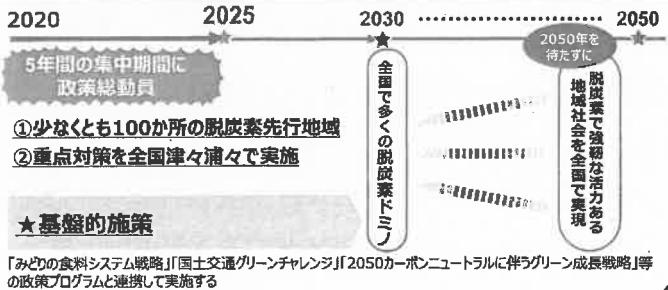
- ① 一人一人が主体となって、今ある技術で取り組める
- ② 再エネなどの地域資源を最大限に活用することで実現できる
- ③ 地域の経済活性化、地域課題の解決に貢献できる



- ✓ 我が国は、限られた国土を買く活用し、面積当たりの太陽光発電を世界一まで拡大してきた。他方で、再エネをめぐる現下の情勢は、課題が山積（コスト・適地確保・環境共生など）。国を挙げてこの課題を乗り越え、地域の豊富な再エネポテンシャルを有効利用していく
- ✓ 一方、環境省の試算によると、約9割の市町村で、エネルギー代金の域内外収支は、域外支出が上回っている（2015年3月）
- ✓ 豊富な再エネポテンシャルを有効活用することで、地域内で経済を循環させることが重要

2. 地域脱炭素ロードマップ 対策・施策の全体像

- 今後の5年間に政策を総動員し、人材・技術・情報・資金を積極支援
 - ① 2030年度までに少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」をつくる
 - ② 全国で、重点対策を実行（自家消費型太陽光、省エネ住宅、電動車など）
- 3つの基盤的施策（①総合的・包括的支援、②ライフスタイルノベーション、③制度改革）を実施
- モデルを全国に伝搬し、2050年を待たずに脱炭素達成（脱炭素ドミノ）



3-1. 脱炭素先行地域づくり (1)

- 地方自治体や地元企業・金融機関が中心となり、環境省を中心に国も積極的に支援しながら、少なくとも100か所の脱炭素先行地域で、地域特性等に応じて脱炭素に向かう先行的な取組を実行
- 地域課題を解決し住民の暮らしの質の向上を実現しながら脱炭素に向かう取組の方向性を示す

(1) 脱炭素先行地域で実現する削減レベルの要件

脱炭素先行地域で実現する削減レベルの要件は、脱炭素へといち早く移行していく一環として、地域特性に応じた効果的・効率的な手法を活用し、2030年度までに、「(3) 脱炭素先行地域の範囲の類型」で後述するような範囲内で、地域と暮らしに密接に関わる分野の温室効果ガスの削減に取り組み、**民生部門（家庭部門及び農業その他部門）の電力消費に伴うCO₂排出**については**実質ゼロ**を実現し、運輸部門や熱利用等も含めてそのほかの温室効果ガス排出削減（※）についても、我が国全体の2030年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現することとし、またそれらの実現の道筋を、2025年度までに立てることとする。

※民生部門の電力以外のエネルギー消費に伴うCO₂やCO₂以外の温室効果ガスの排出、民生部門以外の地域と暮らしに密接に関わる自動車・交通、農林水産業や観光、廃棄物・下水処理等の分野の排出

3-1. 脱炭素先行地域づくり (2)

(2) 削減レベルの要件を満たす取組内容

地域特性や気候風土に応じて再エネ、省エネ、電化、EV/PHEV/FCVの利用、カーボンニュートラル燃料の使用等の適切な対策を組み合わせて実行する。

- ① **再エネポテンシャルの最大活用**による追加導入
 - ・先行地域で消費する電力をできるだけ先行地域内の再エネで賄うため、再エネポテンシャルを最大活用して再エネ発電設備を導入する
- ② **住宅・建築物の省エネ及び再エネ導入及び蓄電池等**として活用可能なEV/PHEV/FCV活用
 - ・地域特性や気候風土、エネルギー政策のニーズ等に応じつつ、住宅・建築物の省エネ性能向上と再エネ・蓄電池設備の導入、充電設備・充電電気設備とEV/PHEV/FCVの導入を取り組む
- ③ **再生可能エネルギー・熱や未利用熱、カーボンニュートラル燃料の利用**
 - ・熱需要とまとめて組み合わせながら、再エネ熱や再エネ由来水素、合成燃料等の化石燃料に代替する燃料の利用を進める
- ④ **地域特性に応じたデジタル技術を活用した脱炭素化の取組**
 - ・都市部の街区、農山村、農業等の地域特性に応じて、脱炭素化を図る
- ⑤ **資源循環の高度化（循環経済への移行）**
 - ・地域住民の日常生活の中での行動変容を促しながら、地域特性に応じた先進的・高度な資源循環を進める
- ⑥ **CO₂排出実質ゼロの電気・熱・燃料の融通**
 - ・エネルギー需要に対し不足する分は、CO₂排出実質ゼロの電気・熱・燃料を融通する
- ⑦ **地域の自然資源等を生かした吸収源対策等**
 - ・森林や里山、都市公園、緑地等の地域の自然資源を適切に整備・保全することで、林業を活性化しつつCO₂吸収量を確保するとともに、木材資源を活用して炭素の長期貯蔵を図る

3-1. 脱炭素先行地域づくり⁽³⁾

(3) 脱炭素先行地域の範囲の類型

脱炭素先行地域の範囲は、住宅、大学キャンパス、農山村の集落など様々であり、地理特性や気候風土等に応じて以下のような類型が考えられる

・住生活エリア 住宅屋根・駐車場の太陽光、ZEH化、断熱性の向上

- A) 住宅街・団地（戸建て中心）
- B) 住宅街・団地（集合住宅を中心）

・ビジネス・商業エリア 商店街内の太陽光発電、再エネ熱利用

- C) 地方の小規模市町村等の中心市街地（町村役場・商店街等）
- D) 大都市の中心部の市街地（商店街・商業施設、オフィス街・業務ビル）
- E) 大学キャンパスなどの特定サイト

・自然エリア 岩手県太陽光発電、洋上風力、地熱発電、農作業の効率化、森林整備

- F) 農山村（農地・森林を含む農林業が営まれるエリア）
- G) 渔村（漁業操業区域や漁港を含む漁業が営まれるエリア）
- H) 離島
- I) 風光エリア・国立公園（ゼロカーボンパーク）

・施設群

- J) 公的施設等のエネルギー管理を一元化することが合理的な施設群

※近隣市町村間連携、再エネデジタルが着実な地方と都市の大消費地との連携による場合もあらゆる。
※複数の類型を含むもので複数の連携する市町村にまたがるもの、ここに示されていない類型が対象となる場合もある。

3-1. 脱炭素先行地域づくり⁽⁴⁾

(4) 脱炭素先行地域づくりと横展開の進め方

①案件形成

地方自治体、地元企業・金融機関が中心になり複合的な事業を進める。国は案件形成のため協力・環境省が、案件形成の具体的な要件、手続き等の詳細を検討し、令和3年度末までにガイドブック等を作成

- ・環境省が中心になって関係省庁で連携し、脱炭素先行地域の実現に有効な地域のリスト等作成
- ・温対法や農山村再生法に基づく促進区域の設定等の促進

②関連する取組との連携

- ・スマートシティ、バイオマス産業都市等の関係省庁の進める地域づくりと連携
- ・先行地域内だけでなく、周辺区域の脱炭素化に向けより広域的に取り組む等、柔軟に対応
- ・先行地域の対象分野以外の脱炭素化は地域特性に十分に配慮しながら連携

③取組状況の評価分析

- ・取組の進捗状況、排出削減や経済活性化等の成果を定期的に評価分析、透明性を確保
- ・優れた地域を表彰する仕組みなどを導入し、ノウハウや人材の横展開
- ・エネルギー需給の管理は、ブロックチェーン技術等を活用しつつ効率的に実施

3-2. 脱炭素の基盤となる重点対策の全国実施

- 全国津々浦々で取り組む脱炭素の基盤となる重点対策を整理
- 国はガイドライン策定や積極的支援メカニズムにより協力

① 屋根置きなど自家消費型の太陽光発電

② 地域共生・地域裨益型再エネの立地

③ 公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導

④ 住宅・建築物の省エネ性能等の向上

⑤ ゼロカーボン・ドライブ（再エネ電気×EV/PHEV/FCV）

⑥ 資源循環の高度化を通じた循環経済への移行

⑦ コンパクト・プラス・ネットワーク等による脱炭素型まちづくり

⑧ 食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立

3-2. 重点対策①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電

建物の屋根等に設置し屋内・運動場で自家消費する太陽光発電を導入する。自家消費型の太陽光発電は、系統制約や土地造成の環境負荷等の課題が小さく、低圧需要では系統電力より安いケースも増えつつある。余剰が発生すれば域内外で有効利用することも可能であり、蓄電設備と組み合わせることで災害時や悪天候時の非常用電源を確保することができる。

創意工夫例	<ul style="list-style-type: none"> ● PPAモデルやリース契約による初期投資ゼロでの屋根等への太陽光発電設備の導入 ● 車両場を活用した太陽光発電付きカーポート（ソーラーカーポート） ● 定置型蓄電池やEV/PHEV、給湯機器等と組み合わせることによる再エネ利用率の拡大 等
経営目標	<ul style="list-style-type: none"> ● 政府及び自治体の建築物及び土地では、2030年には設置可能な建築物等の約50%に太陽光発電設備が導入され、2040年には100%導入されることを目指す ● 2050年までに電気を「買う」から「作る」が標準になり、全ての家庭が自給自足する脱炭素エネルギーのプロデューサーになっていることを目指す 等
主要な政策対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 政府における設置可能な建築物の件数、現時点での導入容量及び今後導入可能な容量の余地を早期に明確化し、導入状況のフォローアップを実施 ● 自治体の建築物等に関しては、上記の経営・目標を目指し、地方公共団体実行計画（事業事業編）等に基づき各市町村その他自治体の保有する建築物や土地への太陽光発電設備を導入することを促進 等
具体的な事例	<ul style="list-style-type: none"> ● 横浜市等 PPA事業（小中学校65校に太陽光発電と蓄電池を設置、災害時レジリエンス） ● 岐阜市等 PPA事業（小中学校4校に太陽光発電と蓄電池を設置、災害時レジリエンス） ● 沖縄電力 かりーるふ（太陽光発電及び蓄電池を無償で設置、居住者への電力供給）

9

10

3-2. 重点対策②地域共生・地域裨益型再エネの立地

一次産業と再エネの組合せ、土地の有効活用、地元企業による施工、収益の地域への還流、災害時の電力供給など、地域の環境・生活と共生し、地域の社会経済に裨益する再エネの開発立地を、できるだけ費用効率的に行う。そのため、市町村は、地域の再エネボーナシャルを最大限活かす導入目標を設定し、公用用地の管理者や農業委員会等と連携し、再エネ促進区域の選定（ボダティゾーニング）、環境配慮や地域貢献の要件の設定や地域協議会の開催等を主体的に進める。

創意工夫例	<ul style="list-style-type: none"> ● 営農型太陽光発電など一次産業と再エネの組合せ ● 未利用地や営農未見込まれない荒れ地等、ため池、廃棄物最終処分場等の有効活用 ● 地元企業による設備工事の施工、地域金融機関の出資等による収益の地域への還流 ● 既存の系統接続や自営線等を活用した再エネの地盤地消・面的利用 ● エネルギー大消費地の大都市部と再エネボーナシャルの豊富な地方農山村との連携による再エネ開発と融通 等
経営目標	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域が生産なり、地域と共生し、地域に裨益する再エネ事業が全国各地で展開され、地域脱炭素の主役として貢献していることを目指す ● 温対法の着実な実行 ● 農山村再エネ法に基づく促進区域等の制度 ● FT制度の着実な実施・運用 ● 再エネ事業支援ガイドブックの作成、地域共生型の優良な再エネ事業の顕彰及び広報等を通じた横展開 等
主要な政策対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 国連市等ガバナンスアワード（安定的・継続的農業経営への貢献） ● 北上町 市町会建設計画のある遊休地にて市が農業主体となり発電を実施 ● 飯館村 村出資のSPCで太陽光と風力を連携運用（クロス発電）し設備利用率を上げ ● 鮎崎町 CHIBAわかつエナジー（再エネ充電収益を利用した先進予防競争まちづくり） ● 生駒市 いこま市民パワー（再エネ充電収益を利用した豊下校児守サービス等の提供） ● 横浜市と東北地方13市町村 再エネの開発・融通等のエネルギーに関する協力連携 等
具体的な事例	<ul style="list-style-type: none"> ● 横浜市 地域メガソーラーシアリング実験所（安定的・継続的農業経営への貢献） ● 水見市 西の杜学園農業教育学校（既存施設を改修し、全熱交換器、高効率照明等によりZEB達成） ● 桐生市 いこま市民パワー（再エネ充電収益を利用した豊下校児守サービス等の提供） ● 横浜市と東北地方13市町村 再エネの開発・融通等のエネルギーに関する協力連携 等

9

11

3-2. 重点対策③公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導

庁舎や学校等の公共施設を始めとする業務ビル等において、省エネの徹底や電化を進めつつ、二酸化炭素排出係数が低い売電事業者と契約する環境配慮契約を実施するとともに、再エネ設備や再エネ電気を、共同入札やリースオーリング方式も活用しつつ費用効率的に調達する。あわせて、業務ビル等の更新・改修に際しては、2050年まで継続的に供用されることを想定して、省エネ性能の向上を図り、レジリエンス向上も兼ねて、創エネ（再エネ）設備や蓄電設備（EV/PHEVを含む）を導入し、ZEB化を推進する。

創意工夫例	<ul style="list-style-type: none"> ● 希望する家庭や地域企業と地方自治体との共同入札 ● 調達の電力需要を最大化した入札や最低価格で競り下げるリバースオーリング方式
経営目標	<ul style="list-style-type: none"> ● 2030年までに新築建築物の平均でZEBが実現していることを目指し、公共施設等は率先してZEBを実現していくことを目指す ● 公共部門の再エネ電気調達が実質的に標準化されていることを目指す
主要な政策対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 政府実行計画に基づく、政府の建築物における率先したZEBの実現や、政府の保有する建築物への複層ガラスや樹脂サッシ等の導入等の断熱性の向上や省エネ性能の向上を図る政策の実施 ● 公的機関のための再エネ調達実践ガイドウェブサイト、温対法に基づく地方公共団体実行計画マニュアル等を通じた再エネ電気調達の創意工夫の検討開拓 ● 地方公共団体実行計画（事業事業編）に基づく公共建築物の省エネ性能の向上の事例の周知等 ● ZEH・ZEBや住宅・建築物の省エネ改修のメリット等を分かりやすく整理し、情報発信する等を通じた機運醸成や行動姿勢促進 等
具体的な事例	<ul style="list-style-type: none"> ● 総理大臣官邸 温暖化対策（スバーエコスクールとして開校、2019年9月～2020年8月にZEB達成） ● 水見市 西の杜学園農業教育学校（既存施設を改修し、全熱交換器、高効率照明等によりZEB達成） ● 桐生市 小規模な施設を一括発注するデザインビル型小規模バルクESCO事業 ● 世田谷区 公共施設再エネ100%電力化（区の93施設に再エネ100%電力を導入） 等

12

3-2. 重点対策④住宅・建築物の省エネ性能等の向上

地域の住宅・建築物の供給事業者が主役になって、家庭の最大の排出源の一つである冷暖房の省エネ（CO2削減）、と、健康で快適な住まいの確保のために、住宅の断熱性等の省エネ性能や気密性の向上を図る。住宅の再エネ・創エネ設備や、蓄エネ設備（EV/PHEVを含む）は、ネットワーク化することで需給調整に活用でき、地域のレジリエンス強化にも資する。」

創意 工夫例	<ul style="list-style-type: none"> 自治体が、地域特性に沿った独自基準を設定し、事業者の研修・認定、認定事業者による省エネ住宅施工の支援を行う 自治体で登録された省エネ改修アドバイザーが、専用の簡易診断ツールを用いて住宅のエネルギー性能の簡易診断を行い、地元住民に対して省エネ改修を働きかける 地域で環境悪化防止活動推進センターが中心となって、住宅の需要側・供給側の協議会を作り、それに対して情報発信等を行う
絵寄せ 目標	<ul style="list-style-type: none"> 住宅の断熱性能等を上げ、良質な住環境を創造することは、ヒートショックによる健眠リスクの低減等に資するものであつたといきが、国・地方・生産者・建築主等のあらゆる主体の共通認識になっており、当然のこととして取組まれることを目指す 2030年に「新築住宅の平均でZEHが実現していることを目指す
主要な 政策対応	<ul style="list-style-type: none"> 地方自治体による住宅・建築物の省エネ改修推進政策の創意工夫の取組の地方公共団体実行計画マニュアル等を通じて展開 国と地方自治体による地域の住宅・建築物の省エネ改修の促進 ZEH-ZEBビル・建築物の省エネ改修のメリット等を分かりやすく整理し、情報発信する等を通じた機運醸成や行動促進等
具体的な 事例	<ul style="list-style-type: none"> 県県連 とくひ健康省エネ住宅性別基準（新築戸建住宅の県独自の省エネ住宅基準） 長野県等 環境配慮住宅助成金（木造住宅の新規や省エネ改修時の費用の一助助成） 大阪府・大阪市 おおさかスマートエネルギーセンター（ZEHや省エネ、再エネの普及を目的に情報発信やマッチング事業等を開催）

3-2. 重点対策⑤ゼロカーボン・ドライブ（再エネ電力×EV/PHEV/FCV）

再エネ電力とEV/PHEV/FCVを活用する「ゼロカーボン・ドライブ」を普及させ、自動車による移動を脱炭素化する。動力蓄電池等によって定置用蓄電池を代替して自家発再エネ比率を向上し、災害時には非常用電源として活用し地のエネルギーリサイクルシステムを向上させる。

創意 工夫例	<ul style="list-style-type: none"> EVカーシェアリング実施（再エネ電力を供給したEVを災害時等の非常用電源にも活用） 自治会社会と自治体との間の災害時EV/PHEV/FCVへの搬入し電力を支援する協定 自律走行機能を搭載したEV/スマートEVにて町内 5km の公道を走行可能 地盤強度に応じてクーリングシステムにEV/PHEV/FCVを導入
経営 目標	<ul style="list-style-type: none"> 地域の人の「モノの輸送」による移動について、EV/PHEV/FCVが最初の選択肢となることを目指す 2035年までに乗用車の新規販売台数に占める電動車の割合を100%とする目標を目指す EV/PHEV/FCVを全国どこでも安心して利用できるインフラが整備されている。また、充電インフラの電力及び水素ステーションの位置は概ね再エネ等由来でないといっている。 導入されたEV/PHEV/FCVの蓄電機能は地域の再エネボテンシャルを最大化するための社会インフラとして活用されており、[重点対策①及び②]の実現へつなげることを目指す 等
主要な 政策対応	<ul style="list-style-type: none"> 政令改訂及び地方自治体における公用車の電動化の率先実行 セガボン・ドライバーズペーパーやモーター制度等を活用した普及啓発 地域エネとEV/PHEV/FCV等の周回導入や充電インフラ導入の推進 公共交通機関・商品物流車両・物流施設等の地域の燃費換算点等への導入・充放電設備整備 トヨタ、バスの電動化、ハイブリッド車両EV車両開発・導入の推進 等
具体的な 事例	<ul style="list-style-type: none"> 小田原市 EV カーシェアリング（再エネ電力を供給したEVを災害時の電源にも活用） 三重県自動車工業 DENSOコミュニケーションサポートプログラム（災害時にEVを搬入し電力を支援する協定） 日産自動車 全国で始まるEVを活用した災害連携協定（災害時にEVを非常用電源に活用） トヨタ自動車 自治体ごとに電気充電ネットワークを構築（災害時にPHEV/FCVを非常用電源に活用） 環境省 自律走行EV（自律走行機能を搭載したEV/スマートEVにて町内 5km の公道を走行可能）等

3-2. 重点対策⑥資源循環の高度化を通じた循環経済への移行

プラスチック資源の分別収集、食品ロス削減、食品リサイクル、家庭ごみ有料化の検討・実施、有機廃棄物等の地域資源としての活用、廃棄物処理の広域化・集約的な処理等を、地域で実践する。

創意工夫例	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ半減プラン（食品ロス削減のため、食べ残しゼロ推進・店舗認定制度や販売期限の延長の取組） ・食品ロス削減実績計画（消費者・事業者・行政等の連携協力による食品ロス削減） ・地域で発生した有機廃棄物を地域資源として活用（家庭の生ごみのバイオガス化）
絵姿目標	<ul style="list-style-type: none"> ・市民・事業者に意識を喚起する環境配慮設計製品（省資源、リユース可能、分別容易、再生材やバイオマスプラスチック等の素材代替等）の開発やランクライ・ラブリッシュのフェュース、市町村・製造・販売事業者、排出事業者によるフランチャイズ資源の回収・サイルガードが一括的・進んでいることを目指す ・食品ロス量が、2030年度までに2000年比で半減するなどして、発生する食品廃棄物については食品循環資源としてリサイクルされ、食品資源化など他のアローが割り出されるなどを目指す ・廃棄物処理や下水処理で発電された電気、熱、CO2、バイオガス等の地域での活用が拡大することを目指す 等
主要な政策対応	<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチックによる資源循環の促進等に関する法律により、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までのライフサイクル全般で、3R+R(再利用・資源化・リサイクル)を包摂的に促進 ・飲食店におけるべき殻の持ち帰り(mottEKO)やドライードライバー、災害用備蓄食品の寄附、事業者による商慣習の見直し等の食品ロス削減及び食品循環資源のリサイクルにより食品廃棄ゼロアワードの創出を推進 ・国民の暮らしに身近な家庭ごみの排出抑制を促す有効な手法の一つであるごみ有料化を、「一般廃棄物処理有料化の手引き」等を活用し推進 ・リユースやリサイクルに係る手間を減らすため、事業者・自治体と連携し、住民にとって利用しやすくなるよう、排出ルートの多様化や広域周知を推進 ・廃棄物処理を通じて地域に新たな価値を生み出すなど、地域循環共生型を踏まえた資源循環のモデルを提示し、廃棄物を地域の資源として活用する取組を推進 等
具体的な事例	<ul style="list-style-type: none"> ・白野市 プラスチック容器包装・製品の一括回収 ・京都都市等 新・京都市等のごみ半減策（食品ロス削減のため、販売期限の延長を推進） ・富山県 消費者・事業者・行政等の連携協力によるごみ自削減の推進計画 等

3-2. 重点対策⑦コンパクト・プラス・ネットワーク等による脱炭素型まちづくり

都市のコバクト化やとりにぎわいのあるウォーカブルな空間の形成等により車中心から人を中心とした空間へ転換するとともに、これと連携した公共交通の利便性化と異なる利用促進を図るとともに、併せて、都市内のエリア単位の脱炭素化方面に向けた取り組みを強化。加えて、スマートシティの社会実装化や、デジタル技術の活用等を通じて都市アセットの機能・価値を高め、その最大限の利活用を図る。さらにグリーンインフラやEco-DRR(生態系を活用した防災・減災)等を推進する。

創意 工夫例	<ul style="list-style-type: none"> ● LRT、EVバスや合成燃料（e-fuel）を活用したバスを本格導入し交通ネットワークを再構築、公共交通を軸としたコンクurreンスをまちづくり推進とともに、多様な利用促進により需要を拡大 ● 車道が中心であった駅前広場における歩行者中心の空間に再整備・ランダムモール化とともに、広縦空間の芝生化等の緑化空間の創出により、居心地良く歩きたくなる空間を創出 ● 駐車場配置適正化区域導入し、駐車場設置等の指導によりまちなかへのマイカー流入を規制。それに伴い、シェアサイクル等を活用し、回遊性を向上
経営 目標	<ul style="list-style-type: none"> ● 全国各地で都市のコンパクト化やまちづくりにぎりぎりある「オーバーラン」な空間形成が進み、中心から人を中心の空間に転換されるとともに脱炭素化に向けた包括的な政策が進展していることを目指す ● まちづくり、地域交通等で開拓する地域の計画や関係主体間の連携が図られていることを目指す ● 2024年度末までに「立地適正化計画」（都市再生特別指針法）を作成した市町村数600市町村、「地域公共交通計画」（地域公共交通活性化再生法）の策定件数1,200件を目指す 等
主要な 政策対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 立地適正化計画等・まちづくり住民の都市機能のコンパクト化やオーバル空間の形成の推進 ● 都市内の「単位別」の競争実現化にむけた包括的な取組、民間投資や取り込みをめぐる強力に推進 ● 地域に配慮した優良な民間都市開発事業に対する支援等を通じた都市の再生 等
具体的な 事例	<ul style="list-style-type: none"> ● 北九州市「都市のコンパクト化による公共交通施設の再編、公共交通の利用促進、城野ゼロカーボン先進街区において駅前設備の導入等による単位別の競争実現化」 ● 姪浜市等 駅前の空き店舗リバース（車道直線であった駅前を歩行者空間に再整備、広場空間を芝生化） ● 松山市等 駅周辺の再構築（歩行空間の拡大による、車中から人を中心の空間への転換） 等

3-2. 重点対策⑧食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立

調達、生産、加工・流通、消費のサプライチェーン全体において、環境負荷軽減や地域資源の最大活用、労働生産性の向上を図り、持続可能な食料システムを構築する。

- 持続可能な構造工学リサーチの調達（電気・太陽光発電、バイオマス・小水力発電、地熱地盤埋蔵）/オフсет発電施設の導入等
地域の未利用資源の一層の活用（園芸施設における蓄電熱供給、CO₂の利用、バイオマスの発電運営、地堆の広域処理等）
持続的生産体系の構築（ロボットによるビニール農業・肥料散布の普及、農機のシェアリングや農業支援サービスの育成・普及、有機農業の推進等）
持続可能な加工・流通システムの確立（商品・物語情報データの共有・選択、余剰・未利廻産物の再利用）
環境にやさしい持続可能な農業の拡大や食農の推進（児童・目録見直しから持続性重視への転換、消費者と生産者の交流）
適切な開拓やエコリソース等活用した再開拓等の森林整備
農地の木造化・木質資源による地域社会の環境への利用

創意 工夫例	<ul style="list-style-type: none"> ・堆肥の高品質化、ペレット化の促進、堆肥を用いた新たな肥料の生産、広域循環利用システムの構築、自給制料の増産 ・水田の水管理によるメンタノ消滅（自動水害理システムの導入・中干し期間の延長）等
経営 目標	<ul style="list-style-type: none"> ・2050年までに目標とする「農業水産業のCO2ゼロミシヨン」「園芸施設について化石燃料を使用しない施設への完全移行」「農林漁業の健全な発展に貢献する形で、我が国の再生工の導入並大に歩調を合わせた、農山漁村における再生工の導入」[2040年までに、森林機械搬入、漁船の電化・水素化等に関する技術を確立] ・2050年までに輸入原料や化石燃料を資源として化学肥料の使用量30%削減 等
主要な 政策対応	<ul style="list-style-type: none"> ・食料・農林水産業の生産力向上と持続性の強化をイバーベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」（2021年5月農林水産省策定）に基づき取組の実施 等
具体的な 事例	<ul style="list-style-type: none"> ・鹿追町等 家畜排せつ物等を活用したバイオガスプロト導入によるエネルギー地熱地消 ・嵩山環境技術開発部施設が発生する有機廃棄物農業用バイasseに有効活用 ・ゆめアーモニア農業SAGA 清水工場から発生する熱及びCO2を農業用バイasseに有効活用 等



4-1. 基盤的施策①地域の実施体制構築と国の積極支援のメカニズム構築⁽²⁾

- 今後5年間を集中期間として、脱炭素への移行に繋がる取組の加速化が必要。そのため、人材・情報・技術・資金の面から積極的・継続的かつ包括的に支援するスキームを構築

●関係府省庁において脱炭素関連対策に重点化

人材派遣・研修	<ul style="list-style-type: none"> エネルギー・金融等の知見経験を持つ人材派遣の強化 ※地域人材創造アドバイザー制度、地域活性化起業家等を活用 相談対応、出前指導や研修などにより地域人材の底上げ
デジタル技術も活用した情報・ノウハウの整備	<ul style="list-style-type: none"> REPOSやEADAS、PLATEAU、地域経済循環分析ツールなど、デジタル技術も活用した情報基盤・知見を充実 成功事例・ノウハウの見える化と地域間共有・ネットワーク形成 実行計画マニュアル充実やCO₂排出量把握支援など、地方自治体の脱炭素取組の計画や削減目標、シナリオの策定・更新を推進
資金	<ul style="list-style-type: none"> 地域脱炭素への移行・実現に向けた取組の加速化の観点から、脱炭素事業に意欲的に取り組む地方自治体や事業者等を集中的、重点的に支援するため、資金支援の仕組みを抜本的に見直し、複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援するスキームを構築 民間投資の呼び込みを一層促進するための出資等の金融手段の活用を含め、事業の特性等を踏まえた効果的な形で実施 ESG地域金融の案件形成や体制構築を支援

19

(参考)別添3 地域脱炭素の取組に対する関係省庁の主な支援ツール・枠組み

関係省庁	支援ツール・枠組み(名称)
環境省	地方公共団体実行計画(地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム[LAPSS(ラップス)])、再生可能エネルギー情報提供システム[REPOS(リポス)]、環境アセスメントデータベース[EADAS(イーダス)]、地域経済循環分析、環境省ローカルDGs - 地域循環共生圏づくりプラットフォーム、地域エネルギー・温暖化対策推進会議、気候変動適応情報プラットフォーム
総務省	分散型エネルギープロジェクト、ローカル10,000プロジェクト、地域力創造アドバイザー
内閣府	SDGs未来都市、地方創生推進交付金、地方創生テレワーク交付金、企業版ふるさと納税、地方創生人材支援制度、地方創生SDGs官民連携プラットフォーム、PPP/PFI地域プラットフォーム、スマートシティ官民連携プラットフォーム
農林水産省	バイオマス産業都市、農山漁村再エネ法基本計画、畜産バイオマス地産地消対策事業、地域資源活用展開支援事業、脱炭素型フォードファイナンス可視化(見える化)推進事業
経済産業省	ミラボplus、省エネルギー相談地域プラットフォーム構築事業、地域エネルギー・温暖化対策推進会議(再掲)、なっとく!再生可能エネルギー
国土交通省	コンパクトシティ形成支援チーム、ウォーカブル推進制度、地域公共交通確保維持改善事業、グリーンシティ官民連携プラットフォーム、国土交通省スマートシティモデルプロジェクト、銀光地域づくり法人(DMO)
文部科学省	地域の脱炭素化のための基礎的研究開発、カーボンニュートラル達成に貢献する大学等コアリジョン、エスクール・プラス

20

4-2. 基盤的施策②グリーン×デジタルによるライフスタイルイノベーション⁽¹⁾

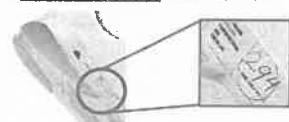
国民の皆様に脱炭素行動を自発的に選択していただくため、ライフスタイルイノベーションを起こす

1 温室効果ガス排出の見える化

◆どれを選べばいいか、わかりやすくします

- 製品・サービスの温室効果ガス排出量の見える化の環境整備
※2030年までに、見える化がなされ、消費者の選択に適用されている状況が一般的になっていることを目指す(参考例: 食品のカロリー表示)

●靴での見える化の事例



●衣類での見える化の事例



4-2. 基盤的施策②グリーン×デジタルによるライフスタイルイノベーション⁽²⁾

国民の皆様に脱炭素行動を自発的に選択していただくため、ライフスタイルイノベーションを起こす

2 温室効果ガス削減ポイントやナッシュの普及拡大

◆きっかけを作り、後押しします

- 環境配慮行動に対する企業のポイント付与
- 環境配慮行動にポイントを付け、地域で使える地域の温室効果ガス削減ポイント
- ふるさと納税の返礼品としての地域
再エネの活用



3 脱炭素アンバサダーの率先行動

◆何をすればいいか、伝えます

- ゼロカーボンアクションのリスト化、率先行動

(参考)別添4 ゼロカーボンアクション30

1. 電気等のエネルギーの節約や転換
(1) 再エネ電気への切り替え
(2) クーピング・ウォームピズ
(3) 節電
(4) 節水
(5) 省エネ家電の導入
(6) 宅配サービスをできるだけ一度受け取る
(7) 消費エネルギーの見える化

4. 食関係
(1.7) 食事を食べ残さない
(1.8) 食材の買い出しや保存等での食品ロス削減の工夫
(1.9) 切りの食材、地元の食材で作った食を取り入れた健康な食生活
(2.0) 自宅でコンポスト

5. 衣類・フッショング関係
(2.1) 今持っている服を長く大切に着る
(2.2) 長く着れる服をじっくり選ぶ
(2.3) 環境に配慮した服を選ぶ
6. ごみを減らす

7. 買い物・投資
(2.8) 脱炭素型の商品・サービスの選択
(2.9) 個人のESG投資
8. 環境活動
(3.0) 植林やごみ拾い等の活動

4-3. 基盤的施策③社会全体を脱炭素に向けるルールのイノベーション

1 地球温暖化対策法改正法を活用した地域共生・持続型再エネ促進

- 再エネ導入の数値目標とそれを踏まえた具体的な促進区域の設定(ポジティブゾーニング)を、適切な地域環境の保全や円滑な地域合意形成を図りつつ、国と地方自治体が連携して積極的に進める
- 促進区域において、複数の過地をまとめた事業化、設備機器の共同購入、初期費用ゼロの屋根置き太陽光など、費用効率的で経済活性化や防災など地域の課題解決にも資する再エネ事業を普及させる

2 風力発電の特性に合った環境アセスメントの最適化等による風力発電促進

- 環境アセスメント制度について、立地や環境影響の把握上風力発電の特性を踏まえた整理化あり方を検討
- 鳥類等の環境情報の充実及び海外事例も参考にした風力発電の特性に合った環境保全指針の手法検討

3 科学調査実施による地域共生型の地熱発電の開発加速化

- 温泉事業者等の地域の不安を解消するための熱源探査を含めた自然環境の詳細調査、地盤地消型・地元利益型の地熱のあり方検討、温泉モニタリング実施、円滑な埋蔵調整による案件開拓を加速化する
- 「地熱開発加速化プラン」において、10年以上の地熱開発までのリードタイムを最短8年まで2年以上短くするとともに、2030年までに全国の地熱開発施設数を現在の約60施設からの倍増を目指す

4 住宅・建築物分野の対策強化に向けた制度的対応

- 住宅・建築物の規制的措置を含む省エネ対策の強化に関するロードマップの検討・策定
※「脱炭素社会に向けた住宅・建築物の省エネ対策等のあり方検討会」における検討状況を踏まえて策定
- 木材利用促進法を踏まえた建築物への木材利用の促進

23

24

5. 地域と暮らしの脱炭素に関する個別分野別の対策・促進施策⁽¹⁾

(1) 地域共生・裨益型の再エネ利活用促進

- ① 建築物の屋根等の未利用スペースでの初期費用ゼロ型の自家消費型太陽光発電の促進
- ② 地域共生・裨益型の蓄電貯電工事の影響等
- ③ 既存の系統線や自家発電を活用した地域再生の地盤削除/回収利用の推進
- ④ 再エネ電気を積極的に利用する需要の見える化
- ⑤ 自治体主導での再エネ電気・設備購入の共同購入やリバースオークション
- ⑥ 再エネ農地等での再エネ活用型データセンターの構築実現
- ⑦ 再エネ熱の利活用促進

(2) 住宅・建築物

- ① 行会や学校等の公共施設の新築・改修時の省エネ性能向上の推進
- ② 地方自治体による住宅・建築物の省エネ性能向上の推進
- ③ 建築物への木材利用の促進

(4) 地域経済・生活を支える産業（商工業・農林水産業）

- ① 中小企業の省エネ・再エネ等の脱炭素化の取組の一層の推進
- ② エネルギー企業の脱炭素化の推進
- ③ ノンフロー・低GWP（温室効果ガス）冷媒の普及や代替プロンの排出抑制の促進プロンの漏洩防止・回収と自然冷媒利用
- ④ 营農認定農場やバイオマスなど農山漁村再エネの推進
- ⑤ ICTや未利用エネルギーを活用するスマート農業
- ⑥ 農林業機械、漁船、用排水機器等の脱炭素化
- ⑦ バイオマス産業都市構想の推進
- ⑧ 有機物の施用等による農地土壤への炭素貯留

(3) まちづくり・交通・観光

- ① ゼロカーボン・ドライブ普及の基礎整備
- ② コンパクト・プラスネットワークの構造
- ③ ウォーカブルな都市空間の形成の推進
- ④ 公共交通機関の利用促進
- ⑤ 都市内のエリア単位の脱炭素化の推進
- ⑥ 環境に配慮した健良な民間都市開発事業への支援等による都市再生の活性化
- ⑦ 3D都市モデル（PLATEAU）等のデジタル技術やデータを活用したまちづくりの推進
- ⑧ スマートシティの推進
- ⑨ 2027年国際園芸博覧会開催によるクリーン社会構築に向けた取組の推進
- ⑩ 都市公園への再生可能エネルギーの導入推進
- ⑪ 船舶・鉄道・航空の次世代クリーン輸送機関の普及
- ⑫ 国立公園等における観光拠点・ゾーンの脱炭素化

5. 地域と暮らしの脱炭素に関する個別分野別の対策・促進施策⁽²⁾

(5) 循環経済への移行

- ① フラッシュ循環処理の促進
- ② 食品廃棄物を目標とする先行エリアの創出
- ③ 循環型フランクの促進
- ④ 家庭ごみ有料化等を通じたごみ減量化の推進
- ⑤ 使用済み製品等のリユースの普及拡大
- ⑥ 地域の特性に応じた地域資源循環モデルの創出
- ⑦ 太陽光パネル、蓄電池等の脱炭素設備機器の循環利用メカニズムの構築
- ⑧ 広域的・効率的な下水道バイオマス等の有効利用による創エネ等の推進

(7) 地域の生活・循環経済を支えるインフラ

- ① 廉価物処理システムのトータルでの脱炭素化
- ② 上下水道施設の脱炭素化に向けた施設の更新・集約再編等
- ③ 広域的・効率的な下水道バイオマス等の有効利用による創エネ等の推進
- ④ 下水道の周辺地域内での活用
- ⑤ 遠隔地域等におけるラストワンマイル配送の持続可能性の確保
- ⑥ 物流・人流を支える商用運搬等の脱炭素化
- ⑦ 脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化等を通じたエネルギー供給・輸送ポートの形成
- ⑧ 空港における脱炭素化
- ⑨ 地域の主体によるライフルラインとしての配達網の維持
- ⑩ 公共投資の判断時の費用便益分析におけるCO₂排出の内部化

(6) 自然の力を活かした脱炭素化

- ① 森林等の地域生態系の持つ炭素固定機能の強化
- ② クリーンインフラやEco-DRR（生態系を活用した防災・減災）の地域への実験
- ③ 里山資源の活用と里山未来拠点の形成
- ④ 国土全体での生態系の保全・再生

6. ロードマップの実践のための今後の取組

- ✓ 地球温暖化対策計画、長期戦略や成長戦略実行計画、地方公共団体実行計画等に反映し、国・自治体・地域企業等が一丸となって速やかに実践。
- ✓ 地球温暖化対策計画の進捗管理の一環として継続的に実施していく。
- ✓ 国と地方が様々な場を通じて継続的な意見交換を行う。
- ✓ カーボンニュートラルの実現に向け、本ロードマップと併せて、GHG排出8割以上を占めるエネルギー分野の取組が特に重要。再エネの最大限の導入や原子力の活用等による電力部門の脱炭素化を進める。電力部門以外は、革新的な製造プロセスや炭素除去技術などのイノベーションや脱炭素化された電力により脱炭素化を進める。
- ✓ 特に際立った地域の取組は、国際会議の場などを活用して発信し、気候変動問題に対する世界全体の対応に貢献する。

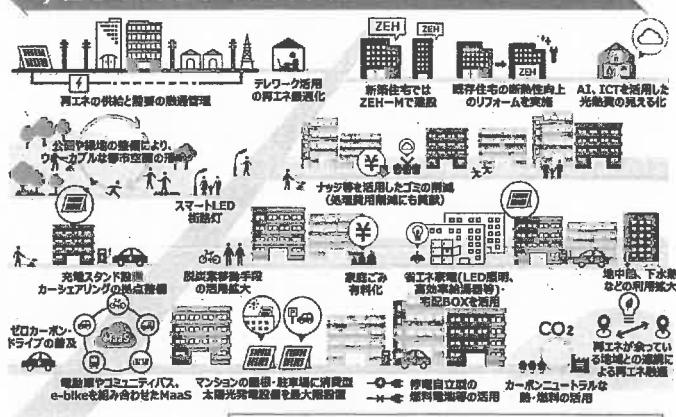
25

（参考） 脱炭素先行地域のイメージ

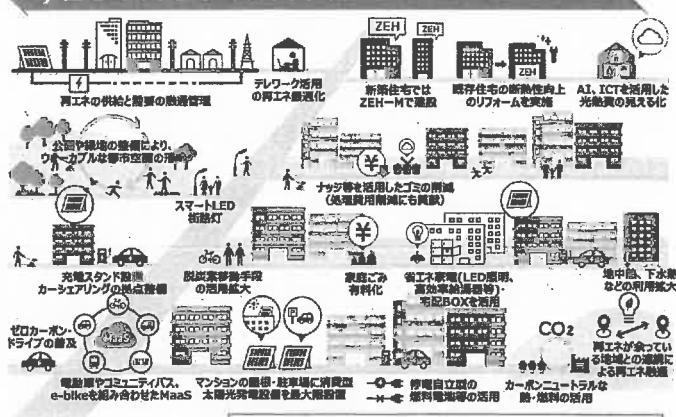
27

26

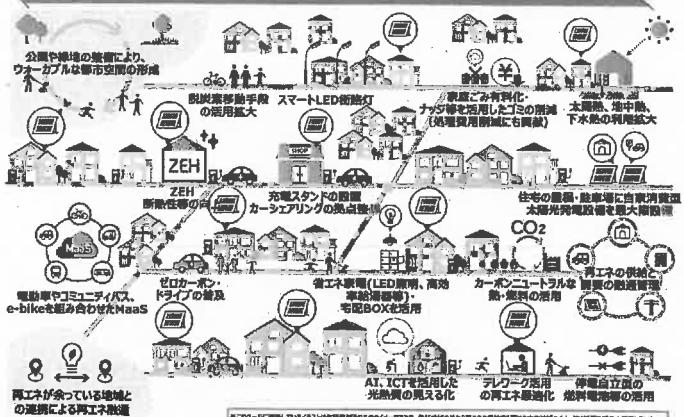
A) 住宅街・団地（戸建て中心）



B) 住宅街・団地（集合住宅中心）



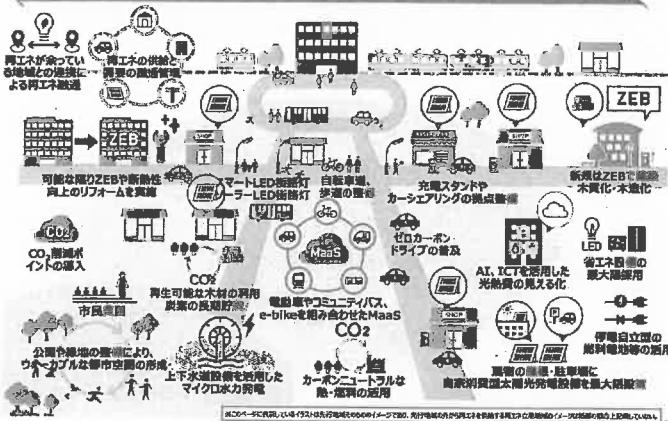
A) 住宅街・団地（戸建て中心）



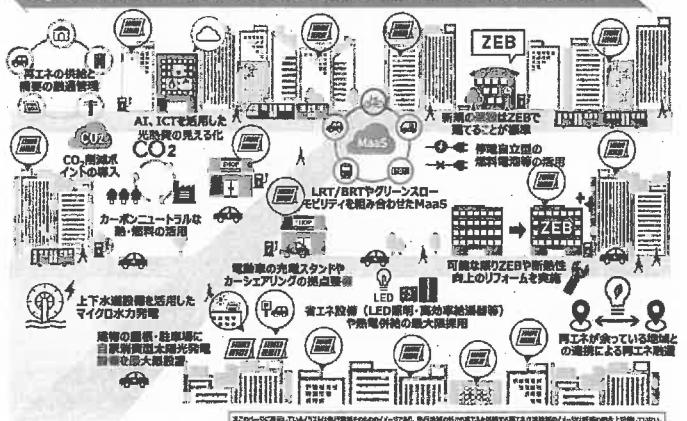
29

30

C) 地方の小規模市町村等の中心市街地（町村役場・商店街など）



D) 大都市の中心部の市街地（商店街・商業施設・オフィス街・業務ビル）



E) 大学キャンパスなどの特定サイト



F) 農山村（農地・森林を含む農林業が営まれるエリア）



G) 漁村（漁業操業区域や漁港を含む漁業が営まれるエリア）



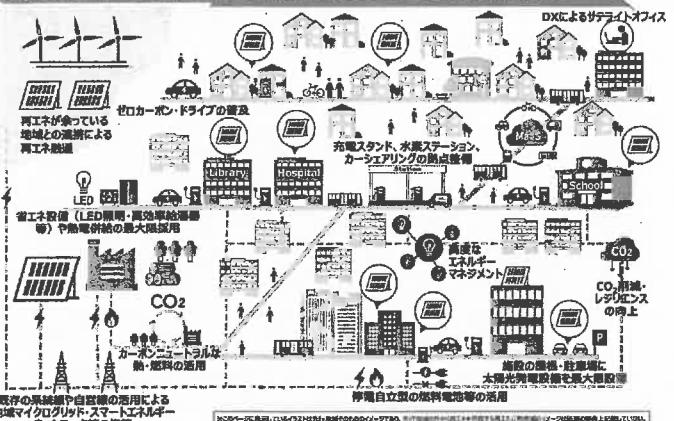
H) 离島



I) 観光エリア・国立公園（ゼロカーボンパーク）



④) エネルギー管理を一体・連携して行うことが合理的な施設群



(参考) 脱炭素先行地域を想定した経済規模について (環境省試算)

- 自治体や地域企業が地域脱炭素を実現するために行う経済活動の規模（どの程度経済が動くのか）のイメージを持っていただくための試算
 - 人口1,000人の脱炭素先行地域を想定して、民生部門の電力消費CO₂ゼロを実現した場合、設備投資に伴い約40～100億円程度（雇用規模80～180人相当）、脱炭素実現後に年額約3～5億円程度と試算

	住宅・ビル・電動車・再エネなどの設備投資	再エネの売上や省エネのコスト削減
経済規模	(直接) 約34～72億円 (波及) 約11～24億円	(直接) 年額約2.1～3.9億円 (波及) 年額約0.7～1.3億円
雇用規模	約80～180人	約30～50人

※通常の仕様の設備投資額（置き換わる部分）も計算に含まれ、脱炭素の追加的な投資額ではない
※投資や売上には、地域外から得られるものだけでなく、地域内で発生するものも含まれている
※設備投資やコスト削減の他、防災・強靭性・健康・快適性・利便性の向上など、様々な観点から
のメリット（便益）が得られる

86

(参考) 國・地方脫炭素化現会議

〇国と地方が協働・共創して2050年までのカーボンニュートラルを実現するため、特に地域の取組と国民のライフスタイルに密接に関わる分野を中心に、国民・生活者目線での実現に向けたロードマップ、及び、それを実現

○令和2年12月25日の第1回では、ロードマップの趣旨・目的と各省・地方公共団体の取組を元に議論。関係各方面が6つのアリゲーションを通じて、ロードマップの具体化とその実現の方策について検討を行い、令和3年4月20日の第2回では、これまでの議論を踏まえ、

○令和3年6月9日の第3回において、「地域脱炭素ロードマップ」を決定。

- 構成メンバー
<政府> 内閣官房長官（種長）、環境大臣（副議長）、
総務大臣（同）、内閣府特命担当大臣（地方創生）、
農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣
<地方自治体> 長野県知事、軽米町長、横浜市長、
津南町長、大野市長、宍ट市長
 - 開催経緯
第1回 令和2年12月25日 ロードマップの趣旨・目的と各
省・地方自治体の取組
第2回 令和3年4月20日 ロードマップ骨子案
第3回 令和3年6月9日 ロードマップ決定
※このほか、自治体、企業等からのヒアリング（4回）や問合



如图 2-1-1 所示为微波炉的结构示意图。请根据图示回答问题。

●内閣官房HP「会議資料・運営報告等検索」：
国・地方説明会実績登録
<https://www.maff.go.jp/jo-seitaku/datsutanso/>

2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明自治体

■ 東京都・京都市・横浜市を始めとする420自治体（40都道府県、249市、10特別区、101町、20村）が「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」を表明。表明自治体総人口約1億1,090万人※。

※表明自治体総人口（各地方公共団体の人口合計）では、都道府県と市区町村の重複を除外して計算しています。

表明都道府県（1億72万人）



表明市区町村(6,177万人)

*朱書きは表明新道府県、その他の色書きはそれぞれ共同表明団体、市区町村の表明のない都道府県名は省略